

令和3年度第1回 音更町使用料等審議会議案

日 時 令和3年5月12日（水） 午前10時から
場 所 音更町役場庁舎3階 特別会議室

会議次第

1 挨拶

2 議事

諮問第1号 道路占用料の改定について

諮問第 1 号 道路占用料の改定について

1 改定の理由

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の改正に伴い、町道の占用料を改定しようとするものである。

2 改定の背景

道路法施行令の改正に伴い、国及び道において自動運行補助施設（※）に係る道路占用料が新たに設けられたことから、本町においても、国及び道に準じ、当該道路占用料を新たに設けようとするものである。

※ 自動運行補助施設：磁気又は電波を発し、自動車のセンサーが感知することで、走行する際の位置の特定を補助するもの。

3 諮問の額等

占用物件		単位	占用料（円）
自動運行補助施設	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 2 (2)
		その他のもの	1 年 7 (7)
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1 本につき 1 年	540 (594)
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 340 (374)
		地下に設けるもの	1 年 200 (220)

※ 占用料の欄の下段（ ）内は、占用期間が 1 月に満たない場合の金額である（消費税及び地方消費税相当額を含む。）。

4 施行期日

音更町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の公布の日から施行する。

自動運転を補助する施設の道路空間への整備

自動運行補助施設

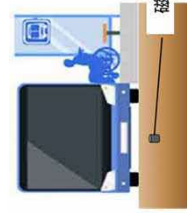
- 自動運転車の運行を補助する施設(磁気マーカ等)を道路附属物に「自動運行補助施設」として位置づけ(民間事業者の場合は占有物件とする)
- 「自動運行補助施設に必要な性能等」に加え、「その他、必要な事項」として、自動運行補助施設を設置した場合に公示すること及びその内容を省令に規定。

省令にて定められている内容

【自動運行補助施設に必要な性能等】



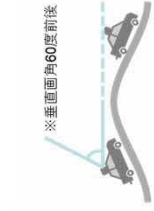
電磁誘導線



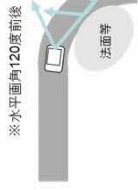
磁気マーカ



トイツの例



※垂直面角60度前後



※水平面角120度前後

▲電磁誘導線による自車位置特定による運行の補助

▲磁気マーカによる自車位置特定による運行の補助

▲位置情報表示施設による自己位置補正の補助

▲車両センサーの届かない箇所における道路状況把握の補助

性能の基準

- ・自動運転車等の補助に必要な磁界等を発するもの

性能の基準

- ・設置された道路の位置を示す情報を表示するもの

性能の基準

- ・設置された道路等の構造、他の車両、人、障害物を表示するもの

【その他、必要な事項】

- 設置した施設について、以下の内容等を公示する旨を規定。
 - ・設置した場所
 - ・設置した施設の内容(磁気マーカ等)
 - ・設置した施設の性能(磁界の強さ等)
 - ・その他必要な事項

出典：国土交通省ホームページ

音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

音更町条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2～5 略

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の 定数	委員の 任期
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	音更町使用料等 審議会	使用料及び手数料の額について、 審議を行うこと。	15人	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

音更町使用料等審議会規則

平成22年3月26日

音更町規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町使用料等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他町民のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

音更町使用料等審議会委員名簿

令和3年5月12日現在

No.	氏名	所属団体等	備考
1	河 田 さえ子	音更町社会福祉協議会会長	会長
2	角 谷 稔	音更町商工会事務局次長	会長職務代理
3	太 田 泰 廣	音更町農業協同組合常務理事	
4	大 西 勉	木野農業協同組合常務理事	
5	早 瀬 美恵子	音更町農業協同組合女性部部长	
6	中 井 美由紀	木野農業協同組合女性部副部长	
7	向 井 眞知子	音更町商工会女性部副部长	
8	玉 川 拓 馬	音更町商工会青年部監事	
9	畠 弘 之	連合北海道音更地区連合会会長	
10	五十嵐 敬 一	音更町PTA連合会副会長	
11	田 中 一 夫	音更町消費者協会副会長	
12	大 野 カヨ子	音更町老人クラブ連合会副会長	
13	岡 田 哲 男	音更町文化協会会長	
14	山 西 信 一	公募	
15	小 椋 淳 子	公募	
任期2年（令和2年7月1日～令和4年6月30日）			